

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和6年6月5日
学校法人 鳥取学園 理事長 石浦 外喜義

この入札に係る入札説明書は本書のとおりとし、一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

鳥取城北日本語学校 自家用電気工作物 更新工事

(2) 契約期間

令和6年7月1日から令和7年1月31日まで

(3) 契約内容

別添仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ただし、「普通地方公共団体」とあるのを「本学校法人」と読み替えるものとする。

イ 本件調達の通知日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の通知日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

オ 本説明書に示した契約を締結できる者であること。

3 契約担当部局

学校法人鳥取学園 事務局 管理室(担当:秦)

〒680-0811 鳥取県鳥取市西品治848番地

電話番号 0857-23-0602

メール:t-hata@tottori-gakuen.jp

4 事前提出物

入札に参加する者は、入札参加資格に係る確認書(様式3号)を令和6年6月12日(水)17:00までに3へ持参またはメールで提出すること。

5 入札手続等

(1) 現場説明会の日時並びに場所

入札に参加する者は、現場説明会に参加すること。

日時:令和6年6月14日(金) 10時～

場所:鳥取城北日本語学校

(2) 入札書等の提出方法

直接(3)の日時に持参すること。郵便、信書による入札は認めない。

(3) 入札及び開札の日時

令和6年6月21日(金)午前10時 即時開札

(4) 入札及び開札の場所

学校法人 鳥取学園 事務局

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

7 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

8 入札について

(1) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うので、下記(2)に示す方法に従って計算した入札価格を入札書に記載すること。

(2) 入札価格

契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下、入札価格という。)に100分の110を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額を入札書に記載すること。

(3)入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4)入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(5)入札書及び委任状等の様式は、様式第1号及び第2号のとおりとすること。

(6)入札書及び委任状の宛名は「学校法人鳥取学園 理事長 石浦 外喜義」とすること。

(7)入札者は、入札書等の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札価格は、訂正できない。

(8)入札者は、契約事務手続きに関する規則(平成15年10月学校法人鳥取学園規則)、本入札説明書、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(9)入札後、本入札説明書、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本入札説明書に掲げる競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 仕様比較表等に虚偽の記載を行った者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 契約事務手続きに関する規則（平成15年10月学校法人鳥取学園規則）、本件通知及びこの入札説明書に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、この公告に示した契約を締結できると判断した入札者で予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち最も低い入札価格を提示した者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札において最低金額の入札を行った者について見積書を提出させ、予定価格の制限の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者、又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者、又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他学校法人鳥取学園（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 提出された資料等は返却しない。